

「生徒とのメール・SNS等の使用に係る校内ルール」について

県立新潟北高等学校

教職員と生徒とのメール・SNS等の使用について

- ① 教職員と生徒の間でメール・SNS等を使用する場合は、教育活動（部活動・行事指導等）で、関係生徒全員に関わる場合に限ることとし、個人的な指導や私的なやりとりは一切行わない。
- ② 教育活動で全員に関わる場合であっても、保護者から誤解を受けないように努めるとともに、その内容については複数の教職員がチェックできるようにし、情報の共有化と透明化に努める。
- ③ 教職員は、事前に、メールアドレス等を把握する生徒の範囲と使用目的を管理職に届けること。
- ④ 生徒からSNS等で相談があった場合、管理職に報告した上で、組織的な対応につなげること。

(附則) この校内ルールは、令和3年12月1日より実施する。